# 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 の概要について

# 新宿区建築指導課



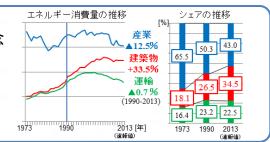
### 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(平成27年法律第53号、7月8日公布) <施行予定日:規制措置は公布日から2年以内、誘導措置は1年以内>

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住 宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

#### 背景 · 必要性

- 〇我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念 されている。
- 〇他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を 占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



#### 法律の概要

規

制

措

● 基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物(政令: 2000㎡)

#### 省エネ基準適合義務・適合性判定

- ①新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合義務
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の判定を受ける義務
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。

建築確認 適合判定通知書 ↓ 着工 検査 → 建築物使用開始

建築主事又は指定確認検査機関

適合性判定

所管行政庁又は登録判定機関

### 届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への届出義務

その他の建築物 一定規模以上の建築物(政令: 300㎡) ※特定建築物を除く

<省エネ基準に適合しない場合>

必要に応じて所管行政庁が指示・命令

### 住宅事業建築主\*が新築する一戸建て住宅\*住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の 基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導

- く住宅トップランナー基準に適合しない場合>
- 一定数(政令:年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣

が勧告・公表・命令

建築物のエネルギー消費性能に係る認定(表示認定)

建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合 することについて所管行政庁の認定を受けると、 その旨の表示をすることができる。

#### 建築物エネルギー消費性能向上計画認定(容積率特例認定)

新築又は改修の計画が、誘導基準に適合すること等 について所管行政庁の認定を受けると容積率の特例\* を受けることができる。

\* 省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面 積を超える部分を不算入(10%を上限))

● その他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)

高効率空調設備 断熱窓サッシ・ガラス

[省エネ性能向上のための措置例]

高効率給湯設備

# 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行予定

#### 法律の公布後1年以内施行(平成28年4月1日):誘導措置

- 〇建築物エネルギー消費性能向上計画認定制度(容積率特例認定)
- 〇建築物のエネルギー消費性能に係る認定制度(表示認定)

#### 法律の公布後2年以内施行(平成29年4月予定):規制措置

- 〇特定建築物(一定規模以上の非住宅)の新築時等に、省エネ基準に 適合する義務
- <u>〇省エネ基準適合について判定を受ける義務(消費性能適合性判定)</u>
- 〇一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への届出義務
- 〇住宅トップランナー制度

# 3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(容積率特例認定)

- 〇 新築及び省エネ改修(※)を行う場合に、省エネ基準の水準を超える誘導基準等に適合している旨の所管行政庁による認定を受けることができる ※増築・改築、修繕・模様替、空気調和設備等の設置・改修
- 認定を受けた建築物については、<u>容積率の特例</u>を受けることができる

#### 認定基準

- ①誘導基準に適合すること
  - ※エネルギー消費性能基準を超えるものとして、経済産業省令・ 国土交通省令で定める基準
- ②計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること
- ③資金計画が適切であること

#### 容積率特例

- ・省エネ性能向上のための設備について、通常の建築物の床面積を超える部分を不算入(建築物の延べ面積の10%を上限(予定))
- <対象設備(予定)>
- ①太陽熱集熱設備、太陽光発電設備その他再生可能エネルギーを活用 する設備であってエネルギー消費性能の向上に資するもの、
- ②燃料電池設備、
- ③コージェネレーション設備、④地域熱供給設備、⑤蓄熱設備、
- ⑥蓄電池設備(床に据え付けるものであって、再生可能エネルギー発電 設備と連携するものに限る)

#### 【具体的な設備例】

#### 〇コージェネレーション設備

電力の使用先でガスを使って発電し、排熱を給 湯などに有効利用することで高い総合効率を実 現するシステム

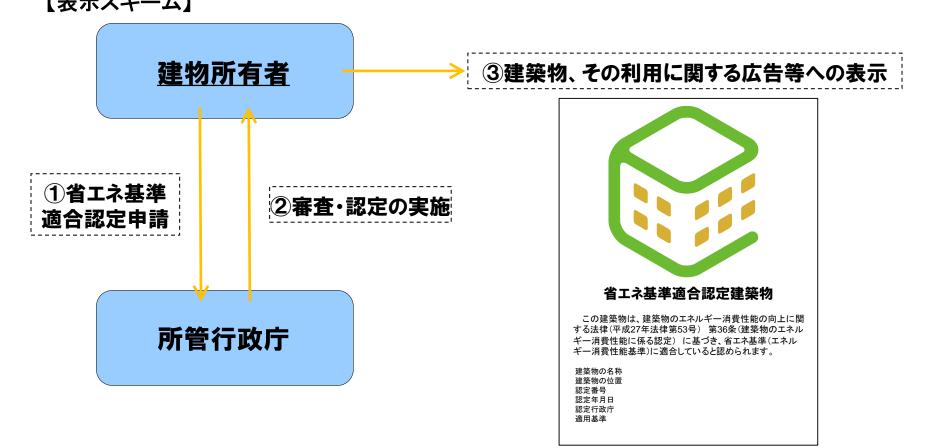


# 4 建築物のエネルギー消費性能に係る認定(表示認定)

### 所有者の基準適合の認定・表示制度(第36条)

- 建築物の所有者は申請により、建築物が省エネ基準に適合している旨の所管 行政庁による認定を受けることができる。
- 認定を受けた建築物、その利用に関する**広告等**については、**認定を受けた旨の** 表示(基準適合認定マーク)をすることができる。

【表示スキーム】



## 5 登録省エネ判定機関等の技術的審査の活用について

- 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(容積率特例認定)、建築物のエネルギー消費性能に係る認定(表示認定)において、低炭素建築物の認定と同様、登録省エネ判定機関等(※ 1)による技術的審査を活用した手続き(※2)を行うことができます。
  - ※1 非住宅:登録建築物調査機関(~H29.3廃止予定)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関(H29.4~新設予定)

住宅: 登録建築物調査機関(~H29.3廃止予定)、登録住宅性能評価機関

※2 登録省エネ判定機関等が技術的審査を行い適合証を交付した場合には行政庁の認定手数料を減額 する(予定)

#### <手続きのイメージ>

